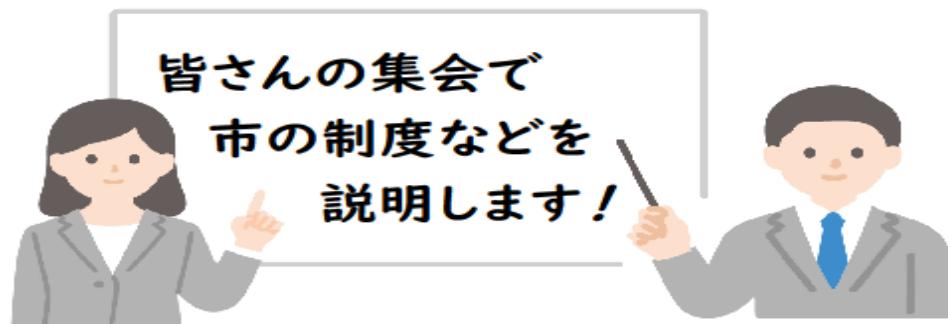


相談班の業務

中央区地域づくり支援課相談班

令和7年度
千葉市政出前講座
テーマ集



受付期間

令和7年 4月14日（月）～ 令和8年 2月27日（金）

実施期間

令和7年 6月 2日（月）～ 令和8年 3月31日（火）



千葉開府900年

千の葉に 時を刻んで 900年

1 令和7年度千葉市政出前講座について

申し込みにあたってのお願い

出前講座は、各テーマに基づいて、施策や制度について職員が説明を行い、質疑応答をとおして市政に関する理解を深めていただくための制度です。
苦情や要望をお聞きする場ではありませんので、制度趣旨をご理解の上でお申し込みください。
また、テーマ担当課の用務の都合により、実施希望の日時に添えない場合がありますので、ご了承ください。

◆ 実施期間

令和 7年 6月 2日(月)から令和 8年 3月31日(火)まで
※ 受付期間は、令和 7年 4月14日(月)から令和 8年 2月27日(金)まで



◆ 実施時間

原則、平日の午前10時から午後 9時まで
テーマの説明・質疑応答などを含め、60分から90分程度とします。
※ 土・日・祝日の実施についてはご相談ください。

◆ 申込条件

市内に在住・在勤・在学する、おおむね20人以上が参加する集会等が対象です。
※ 政治・宗教又は営利を目的とした集まりでの申し込みはお断りさせていただきます。

◆ 申込方法

電子申請(ちば電子申請サービス)を利用してお申し込みください。 [電子申請はこちら](#)



または、テーマ集から希望する講座をお選びいただき、実施希望日の1か月前までに、
申込書を広報広聴課宛に提出してください(Eメール・郵送・FAX・持参)。

※ 申込書は、このテーマ集の29ページにあります。
※ 市ホームページからダウンロードもできます。

各区役所地域づくり支援課・テーマ担当課まで申込書をご持参いただくことも可能です。

申し込み先(住所、メールアドレス等)は各テーマのページ、または裏表紙をご覧ください。

市ホームページはこちら→

千葉市 市政出前講座

検索



3 ジャンル別テーマ索引

① 市政のしくみ	ページ
1-1 千葉市の未来に向けたまちづくり	8
1-2 SDGsと千葉市の取組み	8
1-3 多様な大都市制度 ～特別市ってなに？～	8
1-4 幕張新都心まちづくり将来構想	8
1-5 情報公開制度のしくみ	8
1-6 個人情報保護制度のしくみ	8
1-7 千葉市のデジタル化の取組み ～市民の皆様の手続きを中心に～	8
1-8 統計でみてみよう！私のまち 千葉市	新設テーマ
1-9 将来にわたり自立し持続可能な財政運営に向けて	9
1-10 予算・決算について ～予算・決算の概要について～	9
1-11 公共施設の見直しってなんだろう？	9
1-12 市有資産の有効活用に向けて ～資産経営の推進について～	9
1-13 男女共同参画社会の形成について	9
1-14 選挙のあらまし	10
1-15 気を付けよう！意外と知らない選挙運動	10
1-16 何かな？なんだろう？監査って	10
1-17 市議会のあらまし	10
② 健康・福祉	ページ
2-1 福祉まるごとサポートセンター ～福祉に関する様々な困りごとをまるごと受け止めます～	11
2-2 地域共生社会ってどんな社会？ ～支え合いのまち千葉 推進計画～	11
2-3 民生委員・児童委員について ～地域の身近な相談相手～	11
2-4 千葉市における地域包括ケアシステム	11
2-5 認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進	11
2-6 みんなで支え合う介護保険	11
2-7 高齢者福祉の取組み	11
2-8 はじめての地域支え合い	11
2-9 高齢者施設のあらまし	12
2-10 高齢になっても地域で暮らし続けられる支え合いの推進 ～生活支援コーディネーターとは～	12
2-11 障害のある方への差別解消や理解促進 ～安らぎのあるあたたかな共生社会を目指して～	12

千葉市政出前講座実施申込書

申込日： 年 月 日

(あて先) テーマ担当課長

団体・集会等の名称		
参 加 人 数		
約 人		
申込者		
氏名		
住所	〒 -	
連絡先 (電話番号、FAX番号、E-mailアドレス等を記入してください。)		

千葉市政出前講座の実施を次のとおり申し込みます。

テーマ:	(番号: -)
希望の日時: _____	
<small>※ 上から順に、ご希望の日時又は条件を記入してください。 ※ ご希望の日時・条件をもとに、テーマ担当課が日程調整を行います。 ※ 他の用務等の都合によりご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。 ※ 原則、平日の午前10時～午後9時の1時間30分以内でお願いします。</small>	
会場の名称: _____	
所在地: _____	
<small>※ 市外の会場では実施できません。</small>	

【お願い】

- 1 当日ご参加の皆様への周知をお願いいたします。
 - (1) 出前講座は、苦情や要望をお聞きする制度ではありません。
 - (2) 政治、宗教又は営利を目的とした集会等や出前講座の趣旨に沿わない集会等では、実施できません。
 - (3) 講座での質疑応答等は、公表させていただく場合もありますのでご承知おきください。
- 2 会場の設営にかかる費用及び有償の資料に係る費用は、申込者側でのご負担をお願いいたします。
- 3 出前講座をよりよい制度とするため、アンケートにご協力ください。

〔処理欄〕(記入しないでください。)

テーマ担当課	申込書受付課名 及び受付年月日	テーマ担当課名 及び收受年月日	備 考
局 _____			
部 _____			
課 _____			
電話 _____			

* 申込書受付課は、テーマ集を見て「テーマ担当課」の欄を記入するとともに、「申込受付課名及び受付年月日」の欄に收受印を押し、そのコピーを申込者に渡してください。また、速やかにテーマ担当課及び広報広聴課に送付してください。

30分
無料

ご夫家やお持ちの住宅など 空き家でお悩みを抱えている方へ

専門家に 空き家相談 しませんか？

空き家が先代の名義のまま
相続人も多くもめている。
どうしよう？

親から実家を相続したけど
貰したり売ったりするには
どうすればいいかな？

施設に入るから
家を空けてしまうけど、
今からできることはないかしら？



すまいのコンシェルジュでは、
千葉市と空き家の協定を締結している専門家団体の相談員に
初回30分無料で相談できる『空き家相談』を実施しています。

専門家団体一覧

1	空き家の査定・賃貸・管理など、不動産全般に関する相談	(一社)千葉県宅地建物取引業協会千葉支部 (公社)全日本不動産協会千葉県本部(千葉支部)
2	空き家の適切な状況調査・修繕・リフォーム・解体など、 建物全般に関する相談	(公社)千葉県建築士事務所協会 (一社)千葉県建築士会
3	土地・建物の相続問題、後見制度などに関する相談	千葉司法書士会
4	相続問題など相続性のある案件、その他の相続問題全般	千葉県弁護士会
5	空き家の現状確認、除草などの管理のサポートに関するサービス	(公社)千葉市シルバーパートナーセンター

・電話相談、会場等での対面相談、現地相談(現)、オンライン相談(オンライン)など、団体により対応できる相談方法が異なります。
(現)現地相談は、千葉市内の空き家のみとなります。
(オンライン)相談は、ZOOMを使用します。接続トラブル等が発生した場合、電話相談に変更となる可能性があります。

相談申込方法

裏面「空き家相談シート」を記入し、すまいのコンシェルジュへFAX、メール等により送付してください。
(記入必須事項は必ずご記入ください) また、お電話でも申込できます。

申込みを確認後、すまいのコンシェルジュから相談者へ折り返し連絡いたします。

※相談先の団体が不明な場合などは、すまいのコンシェルジュへお気軽にご相談ください。

すまいのコンシェルジュ

相談日：月～金曜日及び第1・3日曜日(祝日・年末年始を除く)
相談時間：午前10時～午後3時(正午から午後1時まで休憩休み)



TEL:043-301-6278
FAX:043-301-6279
メール:sumai@ckkk.or.jp

〒260-0013
千葉市中央区中央3-3-1
フジモト第一生命ビルディング2階・3階
千葉市住宅供給公社内





空き家相談シート

- 私（又は親族）が所有する空き家とその敷地（以下、空家等）に関する相談を申し込みます。
- 個人情報を含む本シートを専門家団体に提供することに同意のうえ申し込みます。

チェックのうえ、
お申込み願います。
 同意します。

【相談者及び空き家情報】 ★は記入必須項目です。

フリガナ 相談者氏名(★)		住所 (★)	〒		
連絡先 (電話番号★) (メール★)※オンライン相談を希望する場合	電話 — —	連絡可能時間帯	時～	時(備考))
	メール	②	FAX	— —	
空家等の所在地(★)	千葉市 区			□市外()	
用途	□一戸建ての住宅	□長屋	□共同住宅	□その他()	
構造	□木造	□鉄骨造	□その他()	□不明	階数 階
築年数(★)	築 年程度(年建築)	空き家期間	年程度		
所有(相談者との関係)	建物：本人・その他()	土地：本人・その他()			

【相談】該当部分に○または記入してください(複数回答可)。希望団体が不明な場合は○の記入は必要ありません。

相談項目 (★)	売買・賃貸・現況調査・修繕・リフォーム・耐震・解体・相続相談・登記相談・成年後見人制度 財産管理人制度・法律相談・紛争相談・相談関係・維持管理・草刈・剪定伐採・清掃・片付け・その他					
相談概要						
希望団体	千葉県宅地建物取引業協会千葉支部・全日本不動産協会千葉県本部(千葉支部)・千葉県建築士事務所協会 千葉県建築士会・千葉司法書士会・千葉県弁護士会・千葉市シルバー人材センター					
※1 相談方法	電話相談・対面相談	[第1希望]	月	日	午前・午後	
	現地相談 ^{#2} ・オンライン ^{#2}	[第2希望]	月	日	午前・午後	
お持ちの住宅資料	建物設計図書・登記事項証明書・建築確認済証・工事請負契約書・売買契約書・その他() (上記の資料をお持ちでしたら、相談時にご用意ください。)					

*1 対面相談・現地相談・オンライン相談は、団体により対応できる相談方法が異なります。

*2 現地相談・オンライン相談は、必ず希望日程(申込日から7日以降)をご記入ください。なお、必ずしも希望日に相談ができるとは限りません。

日時が確定してからのキャンセルは3日前までに、すまいのコンシェルジュへご連絡ください。

また、連絡をせずに相談に来られなかった場合は、以後相談をお受けできませんので、ご注意ください。

【千葉市空き家等情報提供制度(すまいのリユースネット)】該当部分に○をしてください。

* すまいのリユースネットとは、売却・賃貸にむけて空き家情報を公開する千葉市の制度です。この制度に登録されると、市のホームページ及び全国版空き家バンクを通じて空き家情報が貰いたい・借りたい方に提供されます。

制度への登録	希望する	・	希望しない	・	不明(市が制度概要を説明させていただきます)
--------	------	---	-------	---	------------------------

【市記入欄】

市受付日	年 月 日	受付番号		送付日	年 月 日
備考					担当者
団体受付日	年 月 日	相談実施日	年 月 日	相談対応者	
対応結果	対応終了・対応継続・他団体を紹介()・その他()				
備考					

送付先

すまいのコンシェルジュ ■TEL 043-301-6278 ■FAX 043-301-6279
■メール sumai@cjkk.or.jp

相談日程のご案内 2025(令和7年度)

2025年度～

相談名・内容・申込方法・実施日		お問合せ 相談場所 電話番号	中央区役所 中央区中央4-5-1 きぼーる11階 221-2106	花見川区役所 花見川区瑞穂1-1 275-6213	稲毛区役所 稲毛区穴川4-12-1 284-6106	若葉区役所 若葉区桜木北2-1-1 233-8123	緑区役所 緑区おのみ野3-15-3 292-8106	美浜区役所 美浜区真砂5-15-1 270-3123
くらし相談 (電話・面談)	日常生活上での心配ごとや悩みごとの相談	事前申込 不要	月～金曜日 9時～16時 (木曜日は～15時)	月～金曜日 9時～16時 (木曜日は～15時)	月～金曜日 9時～16時 (木曜日は～15時)	月～金曜日 9時～16時 (木曜日は～15時)	月～金曜日 9時～16時 (木曜日は～15時)	月～金曜日 9時～16時 (木曜日は～15時)
交通事故相談 (電話・面談)	示談の進め方、損害賠償など事故に伴う諸問題		毎週火・金曜日 9時～16時 (火曜日は～15時)	毎週金曜日 9時～16時	毎週水曜日 9時～16時	毎週木曜日 9時～16時	毎週火・木曜日 9時～16時 (木曜日は～15時)	毎週月・水曜日 9時～16時
法律相談 (面談のみ)	日常生活での法律相談（金銭貸借・相続・離婚など） (裁判所で訴訟・調停中のものは不可) 相談時間：30分	事前申込（抽選）制 電話または電子申請にて 相談日の2週間前から 1週間前の17時まで 申込受付（定員6名）	毎週木曜日 及び 第4月曜日 13時～16時	毎週月曜日 及び 第4水曜日 13時～16時	毎週金曜日 及び 第4火曜日 13時～16時	毎週水曜日 及び 第4金曜日 13時～16時	毎週水曜日 及び 第4月曜日 13時～16時	毎週火曜日 及び 第4木曜日 13時～16時
住宅相談 (面談のみ)	不動産売買・借地・宅地・建物など不動産に関する諸問題 相談時間：30分	電話予約（先着8名） 相談日の2週間前 (祝日の場合は翌開庁日) 9時から受付	毎月第3月曜日 10時～15時	毎月第3水曜日 10時～15時	毎月第3火曜日 10時～15時	毎月第3金曜日 10時～15時	毎月第3月曜日 10時～15時	毎月第3木曜日 10時～15時
行政相談 (電話・面談)	行政活動全般に及ぶ相談 (国、県、独立行政法人等への要望・意見)	事前申込 不要	毎月第1月曜日 9時～12時	毎月第1火曜日 9時～12時	毎月第1火曜日 9時～12時	毎月第1金曜日 9時～12時	毎月第1月曜日 9時～12時	毎月第1木曜日 9時～12時

千葉市役所で実施している相談

相談名	内 容	申込方法	実施日	相談場所	お問合せ
特設法律相談 (面談のみ)	日常生活での法律相談（金銭貸借・相続・離婚など） (裁判所で訴訟・調停中のものは不可) 相談時間：30分	事前申込（抽選）制 電話または電子申請にて 相談月の初日から相談日の9日前の17時まで申込受付（定員12名）	原則 毎月第4土曜日 13時～16時	中央区千葉港1-1 千葉市役所1階	千葉市役所 広報広聴課 245-5609
くらしとすまいの 特設相談 (面談のみ)	相続・遺言、登記、税、不動産取引、建築・リフォーム、土地の境界等の相談 相談時間：30分	電話予約 (各相談先着8名) 月初め開庁日 9時から受付	原則 毎月第2水曜日 10時～15時		

○相談はすべて無料です。
○対象者は千葉市在住・在勤・在学の方です。
○お住まいの区以外で実施する相談もご利用できます。
○予約は、相談を希望する相談場所へ直接電話してください。
○日程の変更やお休みの場合があります。 事前申込不要の相談（くらし相談・交通事故相談・行政相談）をご希望の方は、あらかじめお問い合わせください。
○12時から13時まではお昼休みとなります。